

# 東京女子大学 F D 委員会規程

(2009年2月13日制定)  
改正 2015年 3月 6日

(委員会の設置及び目的)

**第1条** 東京女子大学(以下「本学」という。)は、本学の教育理念の実現に向け、ファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)を積極的に推進し、学部及び大学院の教育・研究内容及び教育方法を改善、向上させることを目的として、東京女子大学FD委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

**第2条** 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議するとともに、教員の教育・研究活動の質的向上と能力開発に資する組織的な取り組みを行う。

- (1) 教育研究活動改善のための立案
- (2) 教員の研修計画の立案・実施
- (3) 学生による授業評価の計画・実施及び結果分析
- (4) 授業参観の計画・実施及び結果分析
- (5) 学部及び大学院が実施するFD活動の支援
- (6) FD活動の点検及び評価
- (7) FD活動報告書の刊行
- (8) FD活動に関する情報の収集と提供
- (9) その他学長の諮問する事項

(構成)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 現代教養学部長
- (2) 全学共通教育部長
- (3) 大学院合同研究科会議議長
- (4) 現代教養学部教務委員長
- (5) 現代教養学部より学長が指名した委員4名

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は、第1項第5号の委員より学長が委嘱する。

4 第1項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会議)

**第4条** 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員長が必要と認めた場合は、委員以外の教職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

**第5条** 委員会の事務局は、教育研究支援部教育研究支援課に置く。

(規程の改廃)

**第6条** この規程の改廃は、委員会、教授会、大学院合同研究科会議及び大学評議会の審議を経て、学長がその意見を徴し決定する。

**附 則** (2009年2月13日制定)

この規程は、2009年4月1日から施行する。

**附 則** (2015年3月6日改正)

この規程は、2015年4月1日から施行する。